

公正競争確保の在り方に関する検討会議（第3回）

KDDI株式会社

2021年1月14日

Tomorrow, Together おもしろいほうの未来へ。
KDDI *au*



1. はじめに
2. NTTの在り方について
3. NTT一体化進展に応じた競争ルールの在り方
 - ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
 - ②ファイアウォールの徹底に対する措置
 - ③接続ルールの運用面の課題に対する措置
 - ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置
 - ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置
 - ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制
4. まとめ



1. はじめに

2. NTTの在り方について

3. NTT一体化進展に応じた競争ルールの在り方

- ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
- ②ファイアウォールの徹底に対する措置
- ③接続ルールの運用面の課題に対する措置
- ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置
- ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置
- ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制

4. まとめ



1. はじめに

政府出資の特殊法人（国策会社）であるNTTは、“法制度上の問題はない”として過去のNTTドコモ分離に係る公正競争要件の「完全民営化」「出資比率の低下」を一方向的に反故にしてNTTドコモの完全子会社化を実行

NTT持株※と共にNTT法の規律を受ける国策会社であるNTT東・西※はボトルネック設備の保有により固定分野の市場支配力が圧倒的

5G、6G時代には光ファイバが益々重要な役割を果たすことを踏まえればNTT東・西とNTTドコモの一体化、更にはNTTコム※の統合が進むことは公正競争が機能しなくなる懸念があり、大きな問題

本日は公正競争環境の担保に向けて適切な政策を講じていただくよう改めてお願いさせていただきたい

※本資料では、日本電信電話株式会社をNTT持株、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社をNTT東・西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズをNTTコムと表記する。



1. はじめに

2. NTTの在り方について

3. NTT一体化進展に応じた競争ルールの在り方

- ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
- ②ファイアウォールの徹底に対する措置
- ③接続ルールの運用面の課題に対する措置
- ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置
- ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置
- ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制

4. まとめ



2. NTTの在り方について (1/7)

NTT持株及びNTT東・西は、NTT法によって

- ・ 国民生活に不可欠な電話のあまねく提供の確保
 - ・ 電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及
- 等の責務を負う国策会社

特にNTT東・西は、NTT持株の100%子会社であるとともに

公社時代の電柱・管路・とう道、局舎を含めた

電気通信事業に不可欠なインフラ（ボトルネック設備）等の事業基盤を引き継ぎ

FTTHなど固定事業で圧倒的な市場支配力を持つ事業者

今もNTT東・西の光ファイバ設備のシェアは圧倒的であり、第一種指定電気通信設

備を設置する事業者に指定され、光ファイバ等の設備開放義務を負うとともに

禁止行為規制によって特定の事業者のみを有利な条件で扱うことを禁止されている

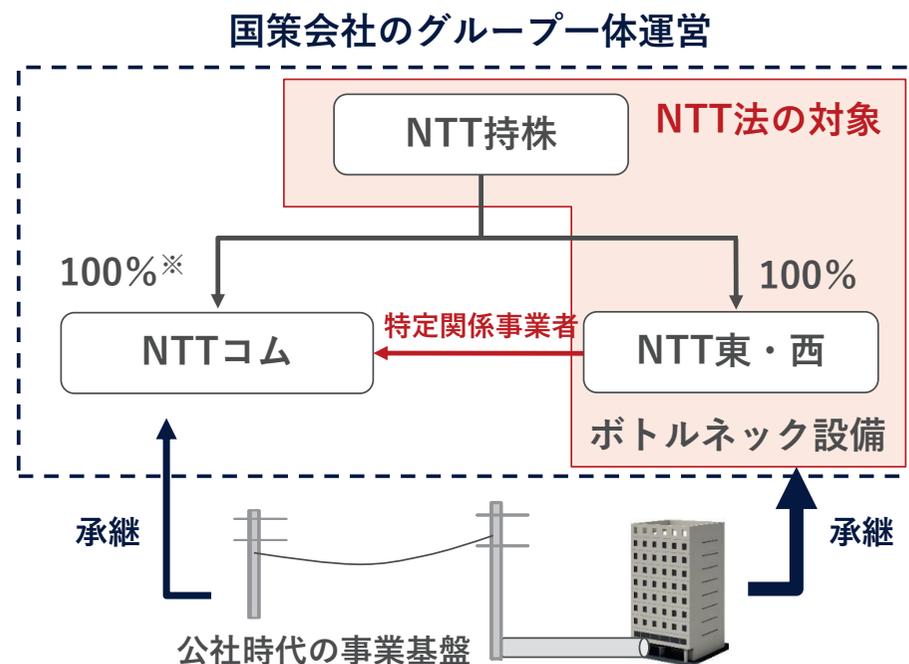
5G時代になり益々光ファイバ・局舎等が重要になるため

今後益々、NTT東・西がモバイル事業者に与える影響力が甚大になる

2. NTTの在り方について (2/7)

NTTコムは、公社時代の長距離通信に係る事業基盤を引き継ぎ
 一部の設備をNTT東・西と共有する等ボトルネック設備との結びつきが強いことから
NTT東・西の特定関係事業者に指定され
NTT東・西との間に厳格なファイアウォール規制が課される特別な会社

国策会社であるNTT持株主導のもと
資本の100%結合による
強力なグループ一体運営が行われる構造

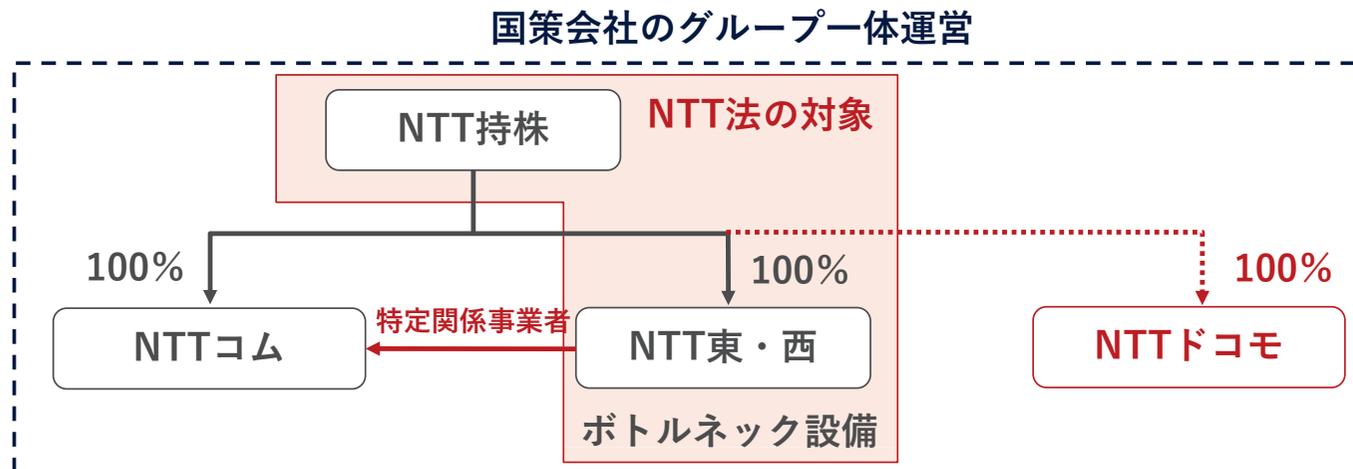


2. NTTの在り方について (3/7)

市場支配的な事業者として禁止行為規制を受けるNTTドコモが完全子会社化され
NTTドコモと国策会社のNTT東・西が資本的に100%の関係になると

- ①公正なルールでの制度運用が担保されるのかという点で、NTTドコモと他のモバイル事業者との公正な競争が損なわれることが懸念される
- ②ましてやNTTドコモが国策会社のNTT東・西やNTTコムと組織統合したりネットワーク統合することは、禁止行為規制、指定設備制度、特定関係事業者制度が形骸化し機能しなくなるおそれがある

ことから、こうした統合は決してあってはならない





2. NTTの在り方について (4/7)

加えて、NTTは、本検討会議の第2回会合で、6G・IOWNの開発機能強化のため NTT持株とNTTドコモの研究開発機能の一体的運営を表明

これは今後のIOWN等で、NTT東・西とNTTドコモ・NTTコムとの間でネットワーク設備等のNTT仕様による統一が行われるおそれ
競争事業者との接続条件の非同等性が生じるとともに
共同調達を通じた製造事業者等への強大な影響力を発揮





2. NTTの在り方について (5/7)

国際競争力強化には異論はないが
それは独占回帰ではなく公正競争を通じて達成されるべきもの

その点、今回のNTTドコモの完全子会社化・NTTグループの組織再編は
公正競争への懸念が大きく、本来、認められるべきものではない
抜本的にはNTT東・西のアクセス分離（構造分離、資本分離）が必要な問題

当面の措置として
累次の公正競争ルールが本当に遵守されているのか、損なわれていないのか
個々の問題点、懸念点（詳細後述）について
検証体制を強化し、毎年検証することが必要



2. NTTの在り方について (6/7)

併せて、今回のNTTドコモの完全子会社化・NTTグループの組織再編そのものによって
公正競争に問題が生じるおそれがあることから
3年後を目途にNTTの在り方について議論することが必要

毎年の検証結果に問題があれば、あるいは、
NTT東・西、NTTドコモ、NTTコム of いずれかの組織や
ネットワークの一体化が進むことで
現行の公正競争ルール的前提が損なわれる事態が生じるのであれば
3年を待たず直ちにNTTの在り方について議論することが必要



2. NTTの在り方について (7/7)

検証すべき問題点、懸念点については以下のとおり

- ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
- ②ファイアウォールの徹底に対する措置
- ③接続ルールの運用面の課題に対する措置
- ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置
- ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置
- ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制

また、これからの5G、6G時代に向けて、今後追加すべき接続ルールとして IOWNについては、NTT東・西又はNTTドコモのネットワークを包含するものになるのであれば、卸提供ではなく
様々な階層での接続、API連携による機能開放、相互運用性の担保が必要



(参考) NTTドコモの完全子会社化は分離の趣旨に逆行

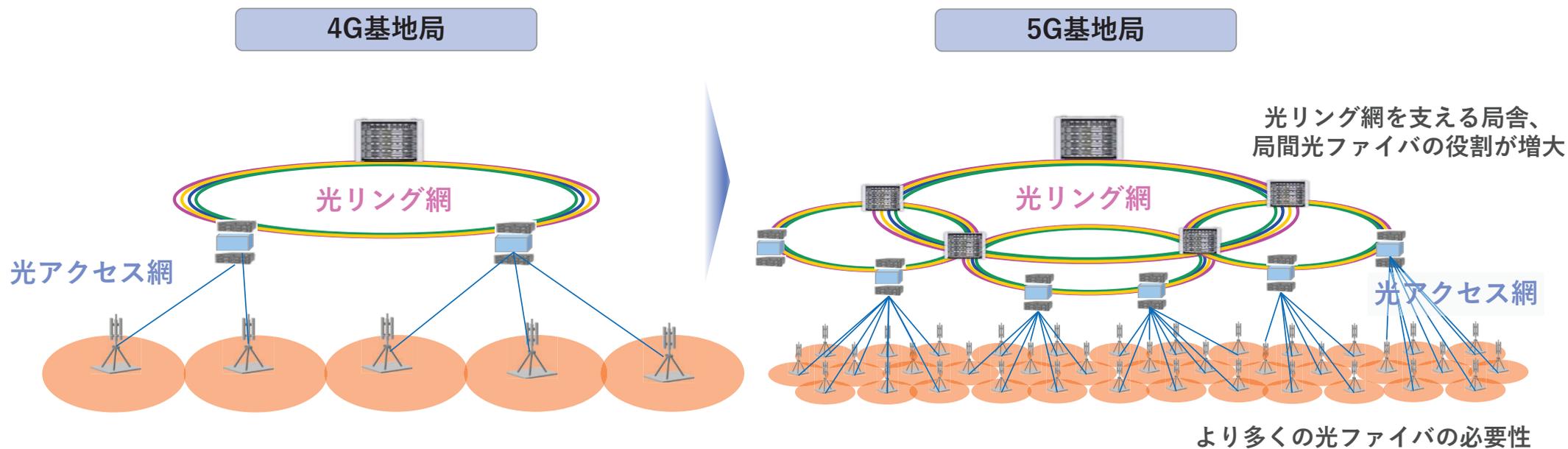
競争事業者との公平性は、これまでのNTTの在り方を巡る政策議論を踏まえて公表された政府措置等により守られてきたが、NTTドコモの完全子会社化はこれに逆行



※ 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置公表」 (郵政省。1990年3月30日)、「移動体通信事業の分離について」 (日本電信電話株式会社。1992年4月28日) をもとに当社が作成

NTTドコモの上場廃止で取引がブラックボックス化し、外部監視が効かなくなる
また、NTT東・西のボトルネック設備とNTTドコモの関係が緊密になるとともに
NTTグループが一体化に向かうことにより、市場支配力が強大化

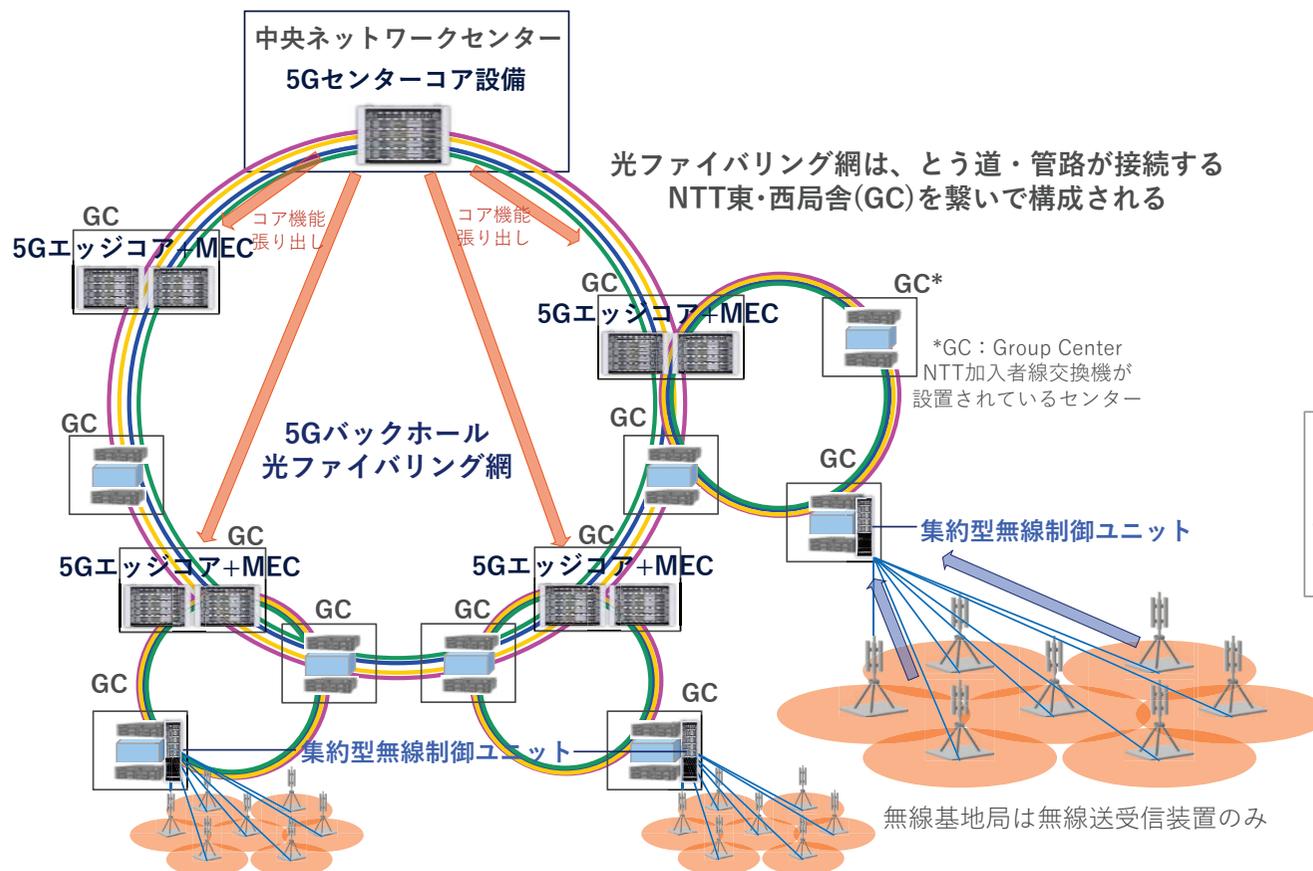
今後展開する5Gについては、光ネットワークの整備が必須
モバイルネットワークの高度化・高速化は光ファイバ網が支える



5Gは、従来より高い周波数帯を使うため、稠密な基地局展開が不可欠であり
ますます光ファイバや局舎のボトルネック性は高まる

(参考) 5G時代のアーキテクチャトレンド

大容量高速化・低遅延を実現するため、コア設備機能はエッジに分散
基地局設備の無線制御機能はエッジに集約



5Gコア機能は
エッジに分散

基地局の無線制御機能は
エッジに集約

光ファイバ網増強とともに
NTT東・西局舎のスペース・電力等は
5Gテクノロジー進化に不可欠



1. はじめに
2. NTTの在り方について
- 3. NTT一体化進展に応じた競争ルールの在り方**
 - ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
 - ②ファイアウォールの徹底に対する措置
 - ③接続ルールの運用面の課題に対する措置
 - ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置
 - ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置
 - ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制
4. まとめ

3. ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保 (1/4)

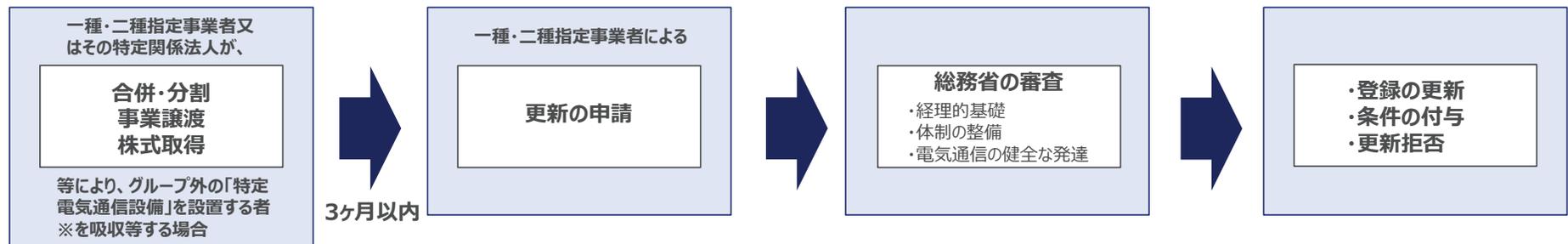
電気通信審議会等の政策議論を踏まえて措置された公正競争要件は新たな政策議論・整理に基づいて見直すことが担保される必要がある

具体的には、旧NTTからの分離・分割会社（NTT東・西、NTTドコモ、NTTコム・NTTコムウェア・NTTデータ）の合併等については

「電気通信事業の登録の更新」（電気通信事業法第12条の2）の対象とすることで電気通信の健全な発達のために適切でない」と認められる場合に総務大臣が登録の拒否をできるようにすべき

その上で、当該合併等が電気通信の健全な発達のために適切かどうかを政策議論を通じて整理し、その結果に基づき総務大臣が判断する仕組みとすることが必要

(参考)
登録の更新
制度



※「特定電気通信設備」を設置する者：一種・二種指定事業者、加入者回線シェア10%超の事業者、端末シェア3%超の事業者



3. ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保 (2/4)

また、「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書で示されたとおり
ボトルネック性が明らかに解消されない限り、NTT東・西間及びNTT東・西とその他の事業者の合併・統合等は公正競争の観点から認められるべきではない

具体的には、前頁に記載のとおり、旧NTTからの分離・分割会社の合併等を
「電気通信事業の登録の更新」の対象とした上で
上記のNTT東・西に係る合併等を電気通信の健全な発達のために適切でないと明示

通信・放送の在り方に関する懇談会 報告書 (2006年6月6日)

3. 対応の方向性

(3) 通信事業における一層の競争の促進

② 通信関係法制の抜本的な見直し

(略) 事業規制の在り方の見直しや機能分離の徹底等により公正競争が実効ある形で確保されることを前提に、2010年には、通信関係法制の抜本的な見直しを行い、NTT東西の業務範囲規制の撤廃、持株会社の廃止・資本分離等を一体として進めることを念頭に所要の措置を講じることとし、そのために必要な検討を速やかに始めるべきである。これに併せて、ブロードバンド時代のユニバーサルサービス制度の在り方についても措置すべきである。こうした措置の実施により、通信事業者の合従連衡が進み、複数の通信事業者による公正な競争が行われ、世界最先端のインフラにふさわしいサービスが提供されるようになると期待される。なお、NTT東西については、ボトルネック性が明らかに解消されない限り、両社間及び両社とその他の事業者の間の合併・統合等は公正競争の観点から認められるべきではないと考えられる。



3. ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保 (3/4)

市場支配力を有するNTT東・西とNTTドコモの統合ネットワークが構築された場合
トラフィックがNTTの統合ネットワークに収斂することで圧倒的な規模の経済が働く

加えて、強大な市場支配力を発揮するため
競争事業者の構築した自前のネットワークは市場から淘汰され
ネットワーク領域の競争がなくなるなど、公正競争の確保に大きな支障を及ぼす

禁止行為規制対象事業者（NTT東・西、NTTドコモ）による
他事業者とのネットワーク統合は明確に禁止すべき
具体的には、禁止行為規制の2号行為に該当※することを明確に示すことが必要

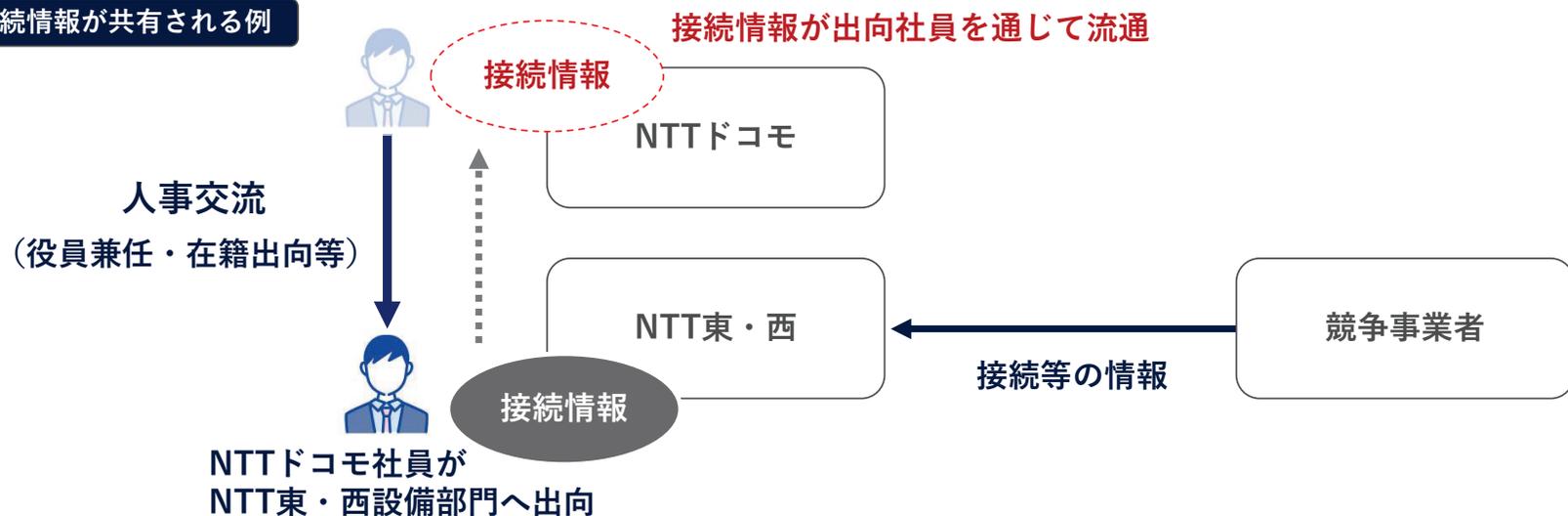
これにより、ドコモ分離時の公正競争要件（(1)新会社のネットワーク）
NTTコム分離時の公正競争要件（NTT東・西コム間の接続形態・接続条件の他事業者
との同等性確保）を担保することもできる

3. ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保 (4/4)

人事交流等を通じたNTT東・西の接続情報のグループ内共有を防止するため
特定関係事業者制度の禁止事項に在籍出向の禁止を追加し
 NTT東・西と特定関係事業者間のファイアウォールを強化

上記に加え、NTTドコモも特定関係事業者に指定することで
NTTドコモ分離時、NTTコム分離時の公正競争要件を担保することもできる

接続情報が共有される例





(参考) 特定関係事業者制度

- ・ 特定関係事業者制度（電気通信事業法第31条）とは、**NTT東・西設備の強い独占性・ボトルネック性に鑑み**、一定のグループ関係企業との間で、**役員兼任の禁止や、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務**（電気通信設備の設置・保守、土地・建物・管路等の利用、情報の提供、契約の媒介等の業務の受託）**についても公平な取扱いを厳格に課す**（特定関係事業者と比して不公平な取扱いの原則禁止）ことで、**ボトルネック独占の弊害が及びやすい構造的な温床を断ち切り、公正競争を徹底**させることを目的とした制度。
- ・ NTTコムは、分離前にNTT東・西と一体として電気通信役務を提供していたこと、分離後もNTT東・西への委託が認められている数々の業務が存在することが、**NTT東・西との間で、一体的かつ排他的な共同営業が行われやすい構造的要因となっている**等により、特定関係事業者に指定されている。

(参考2) 特定関係事業者としてNTTコミュニケーションズを指定する理由 (平成13年12月21日 情報通信審議会 電気通信事業部会 資料7から抜粋)

1 第37条の3^{*1}に基づく規律についての基本的考え方

◆ 電気通信事業法第37条の3^{*1}の規定に基づき課される規律(いわゆるファイアウォール規制)は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性にかんがみ、一定のグループ関係企業との間において、役員兼任を禁止し、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務についても公平な取扱いに厳正を期する等の規律を課すことにより、ボトルネック独占の弊害が及びやすい構造的な温床を断ち切り、公正競争を徹底させることを目的とするものである。

2 NTTコミュニケーションズを指定する理由

- ◆ NTTコミュニケーションズは、次の理由から、公正競争上、東・西NTTの「特定関係事業者」として指定することが適当である。
- ① 分離前は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者たる東・西NTTと一体として電気通信役務を提供していたこと、NTT再編成後も、利用者利便の維持を理由に東・西NTTへの委託が認められている数々の業務が存在していることが、東・西NTTとの間で、一体的かつ排他的な共同営業が行われやすい構造的要因となっていると考えられること
(NTT再編成時の特例事項)
電話サービスの申込み・移転手続き、故障の受付、料金の請求、サービス・商品の問い合わせ対応・販売 等
 - ② また、実際にも、東・西NTTとの間で不適切な一体営業が行われているとの苦情等が後を絶たず、これに対して、総務省からも重ねて行政指導等の処分を行ってきたこと^{*2}
 - ③ NTT再編成時のファイアウォール措置のうち必要最小限のものを法的規制として存続させることとした、先の電気通信事業法等の一部を改正する法律の趣旨にも適うものであること

【その他の電気通信事業者の扱いについて】

東・西NTTの子会社・兄弟会社のうち、NTTコミュニケーションズ以外の電気通信事業者については、現時点においては、反競争的行為が繰り返されるおそれのある構造的要因があるとは認められないことから、指定しないこととする。なお、問題が生じれば、第37条の2第3項第2号^{*1}の行為規制によって子会社の優先的取扱いを禁止することは可能である。

^{*1} いずれも平成13年12月当時。

^{*2} マイライン等をめぐる一体営業等の是正等を求める指導文書を發出(平成13年5月及び10月)。なお、マイラインの登録総数は近年減少している(ピーク時の約1億7千万件(平成15年度)から約5千万件(令和元年度)のもの、当該指導文書の趣旨である、「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第664号)等を踏まえた適正な営業活動の徹底等については、引き続き確保される必要がある。

(出典) 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 (第106回) 資料106-1より抜粋



(参考) NTTドコモ分離時の公正競争要件

「日本電信電話株式会社の移動体通信事業の分離について」 (1992年4月28日、郵政省)

※注：新会社はNTTドコモ、NTTは再編成前の旧NTT、中核となる会社は地域別運営移行後におけるNTTドコモ中央のことを指す

(1) 新会社のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合には、移動体系事業者と同一の条件とする。

(2) 取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。
また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の利用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

(3) NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。

(4) 出資比率の低下

中核となる会社の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

(5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。



(参考) NTTコム分離時の公正競争要件

「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」 (1997年12月郵政省告示)

- (1) **地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止**
- (2) 持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施
- (3) 持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達の禁止
- (4) **地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同等性確保**
- (5) 地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保
- (6) 長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他事業者との同一性確保
- (7) 地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保
- (8) 持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保



1. はじめに
2. NTTの在り方について
- 3. NTT一体化進展に応じた競争ルールの在り方**
 - ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
 - ②ファイアウォールの徹底に対する措置**
 - ③接続ルールの運用面の課題に対する措置
 - ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置
 - ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置
 - ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制
4. まとめ

3. ②ファイアウォールの徹底に対する措置

NTT東・西とNTTドコモの資本的な100%結合・グループ一体運営によってボトルネック設備との結びつきが強まるとともに共同営業等が行われやすい構造的要因となることからNTT東・西との間で厳格なファイアウォール規制がかかる特定関係事業者にドコモを追加する必要がある

また、特定関係事業者であるNTTコムの事業・資産等がNTTドコモやNTTレゾナント等に移転された場合は、当然に、特定関係事業者にNTTドコモやNTTレゾナント等を追加する必要がある

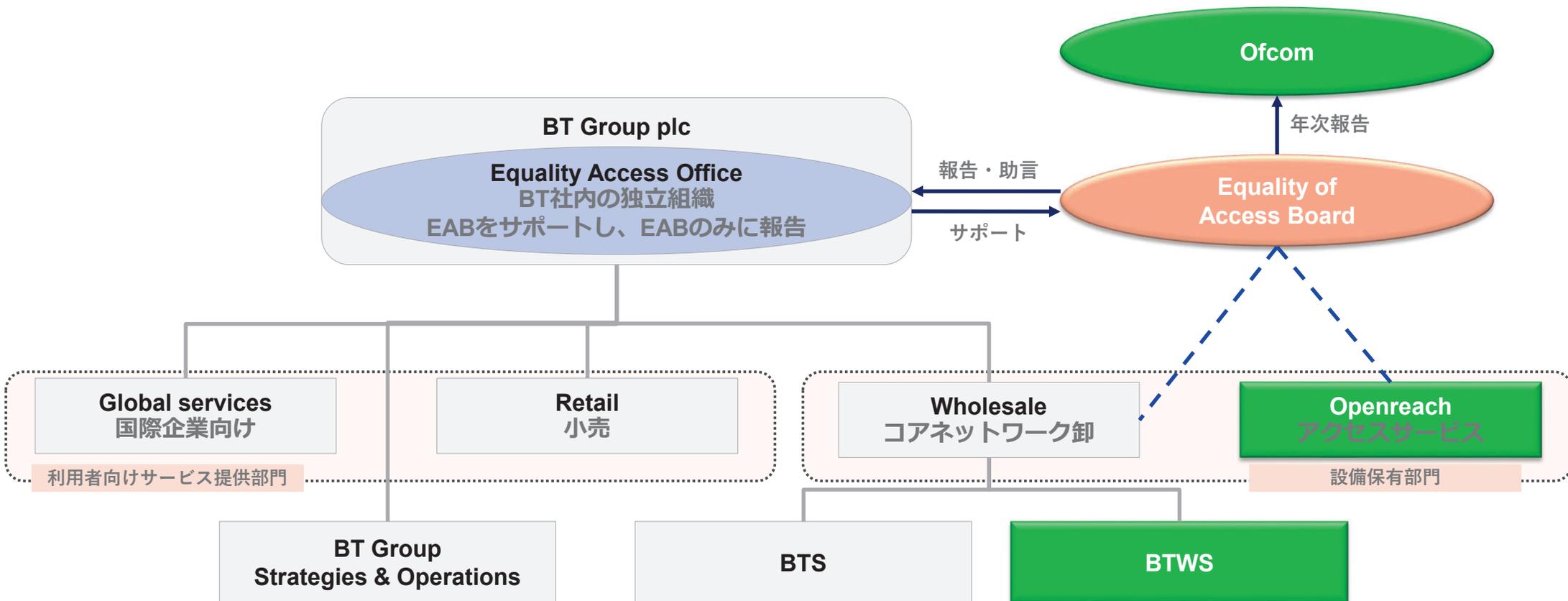
NTTのグループ一体運営が進む中、現在のNTT東・西設備部門の内部監視電気通信市場検証会議での外部検証ではファイアウォールの徹底は限界

英Openreachのように、第三者によるNTT東・西設備部門の監視を行い機能分離の更なる徹底を進める必要がある

(参考) 英Openreachの第三者監視の例 (1/2)

2005年～2017年 (機能分離)

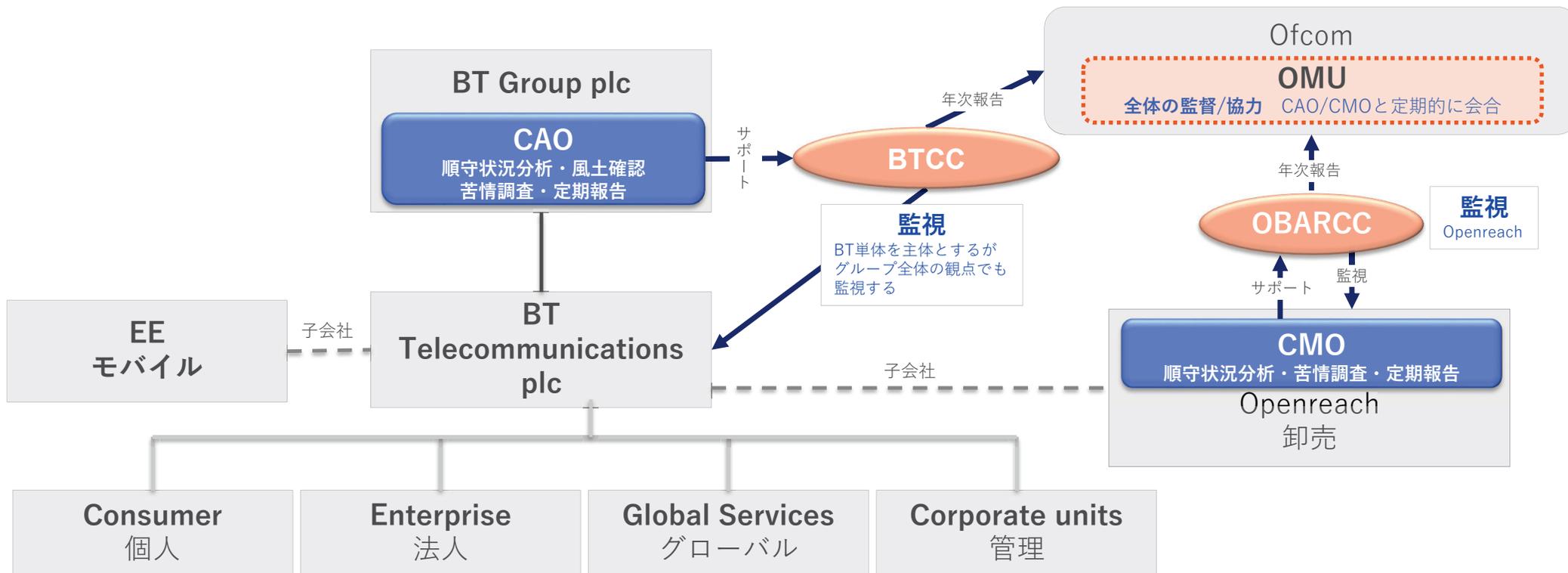
- 2005年にBTが設立した**EAB** (Equality of Access Board) : 主にコンプライアンスに関する監視、レポート作成、助言等
- メンバーは5名で、内3名：独立、2名：BT内部の管理スタッフ、議長：BTの非執行役員 (non-executive board member)



(参考) 英Openreachの第三者監視の例 (2/2)

2017年～ (法的分離)

- **EAB** (Equality of Access Board) は**OBARCC**と**BTCC**の2つの組織へと置き換え。
- Openreach/BTの社内組織である**CMO/CAO**が**OBARCC/BTCC**を支援
- 上記に加え、Ofcomは、監督組織である**OMU**を設立し、全体の監督・協力を実施。



OMU : Openreach Monitoring Unit
 OBARCC : Openreach Board Audit & Risk Compliance Committee
 BTCC : BT Compliance Committee

CMO : Commitment Monitoring Office
 CAO : Commitment Assurance Office

CMOとCAOは、違反事例について互いに最新情報を交換したり、重要なプロセスの監視に共同で取り組んだりする。



(参考) NTT東・西のボトルネック設備と結びつきの強いNTTコム

- ・NTTコムは、旧NTTの長距離通信等に係る事業・顧客基盤並びに局舎・管路・とう道等の通信基盤を承継するとともに、NTT東・西との間で分離が困難な資産（管路・とう道等）についてはNTT東・西とNTTコムで共有するなど、**NTT東・西のボトルネック設備との結びつきの強い特別な会社**。

実際に、NTTコムの方が通信用設備の占有率が高かった局舎は、NTTコムが旧NTTから局舎を承継したが、**NTT東・西がNTTコムから局舎スペースを借りる形で、自社の設備設置と空きスペースを義務的コロケーションとして提供する等、旧NTTのボトルネック設備の利用について、構造的にNTT東・西とNTTコムは一体性が強い関係**になっている。

- ・そのため、分離に際しては、**NTT東・西との間で役員兼任・在籍出向の禁止といった人事交流の禁止、NTT東・西がNTTコムと競争事業者を同等に扱うこと（接続形態・接続条件の同等性確保）等、公正競争要件**が課されている。

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画案の概要

※一部抜粋

◆電気通信設備の用途及び資産帰属の考え方

伝送装置	県内通信を提供するために必要な伝送装置は、地域会社の資産とし、県間通信を提供するために必要な伝送装置は、長距離会社の資産とする。一部の伝送装置については、地域会社と長距離会社のサービスを混在收容する場合があるが、分離が困難であることから、回線数見合いで、地域会社と長距離会社で共有する。
専用線ノード装置 (CNE/LD-XC)	県内通信を提供するために必要な専用線ノード装置は、地域会社の資産とし、県間通信を提供するために必要な専用線ノード装置は、長距離会社の資産とする。ただし、一階位網の場合は、地域会社と長距離会社のサービスを混在收容しており、分離が困難であることから、他の電気通信事業者(以下「他事業者」という。)との接続形態の同等性も考慮し、地域会社と長距離会社で共有する。
電力設備	受電盤、エンジン等、ビル基盤の電力設備は、通信用建物と一体的に帰属させる。また、フロア単位に設置する各装置への給電設備は、負荷電流の使用量の多い会社の資産とする。ただし、他事業者の設備に供給するものについては、公正競争条件を担保するため、地域会社の資産とする。
中口径管路/とう道/マンホール/ハンドホール	県内通信を提供するために必要な中口径管路、とう道、マンホール、ハンドホールは、地域会社の資産とし、県間通信を提供するために必要な中口径管路、とう道、マンホール、ハンドホールは、長距離会社の資産とする。地域会社と長距離会社の混在区間については、将来的にも分離が困難であり、当初より県内通信用と県間通信用にそれぞれ持ち分を定めて構築した設備であることから、地域会社と長距離会社で共有する。

◆建物・土地の用途及び資産帰属の考え方

通信用建物	通信用設備を設置するために取得されたものであり、通信用設備と一体として運営することが効率的であることから、通信用設備の占有率が多い承継会社の所有とする。
-------	--



1. はじめに
2. NTTの在り方について
- 3. NTT一体化進展に応じた競争ルールの在り方**
 - ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
 - ②ファイアウォールの徹底に対する措置
 - ③接続ルールの運用面の課題に対する措置**
 - ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置
 - ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置
 - ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制
4. まとめ

3. ③接続ルールの運用面の課題に対する措置（Ⅰ）（1/3）

（Ⅰ）情報の非対称性の課題

NTTグループ一体の事業運営により
 接続ルールで担保される情報開示ルールの外側で
NTT東・西のボトルネック設備に関する事業計画や
 設備投資の計画等の情報が共有されることで
競争事業者との間でボトルネック設備に係る情報の非対称性が生じうる

情報の非対称性の例①

例：光のエリア拡大情報

光ファイバのエリア拡大情報は、NTT東・西の接続事業者向けのホームページ上で開示されており、情報が掲載されてからの事業者間の公平性は担保されている。しかしながら、その前段でNTTグループ内で事業計画の共有等が行われると、光のエリア拡大情報等をNTTドコモが先行して知り得ることになり得る。



3. ③接続ルールの運用面の課題に対する措置（1）（2/3）

情報の非対称性の例②

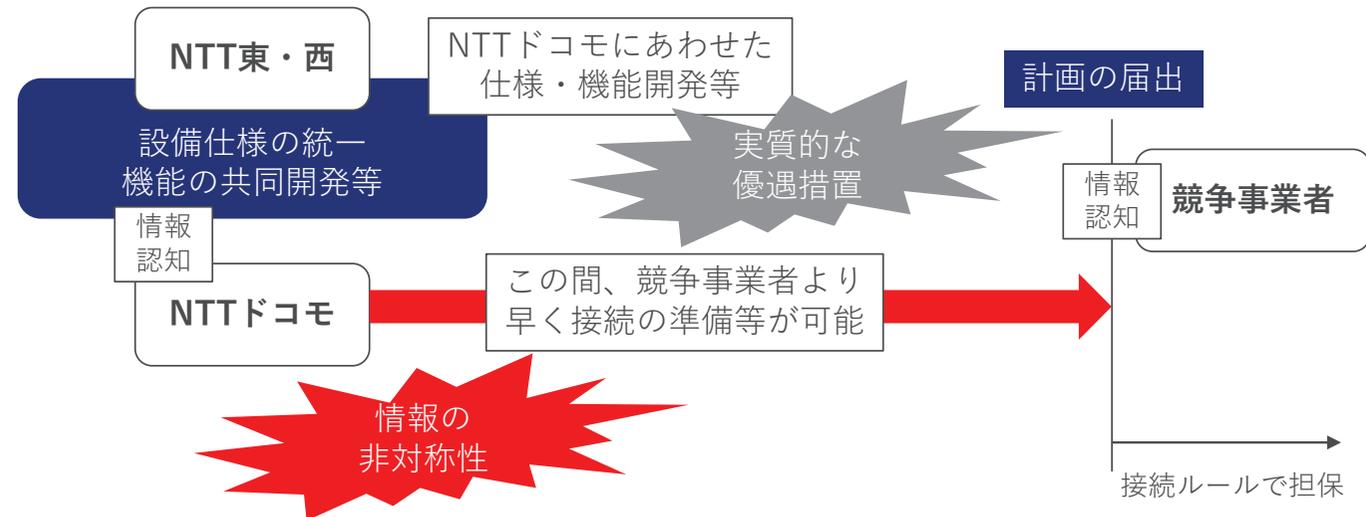
- ・ 接続ルールでは接続機能に対して公平に接続条件が設定されているが、接続条件そのものの公平性担保が課題。

例えば、NGNにおいて、最初から他事業者との接続を前提としている機能（例：PPPoE接続。NTT東・西は自身でインターネット接続サービスを提供していないため、他事業者が利用する前提の機能となっている）は接続利用が進んでいるが、それ以外は、NTT東・西の自社利用を前提にNGNが構築されており、競争事業者が接続利用しようとしても網改造が必要（追加の開発・費用が必要）等の理由で接続利用が進んでいない。つまり、接続条件は情報開示されており全ての事業者に対して平等でも、その条件自体が不平等な状態となっており、現にNGNではその問題が顕在化している。

今後、NTTグループで設備仕様の統一が行われたり、NTT東・西が事前にグループ会社の要望する仕様にあわせた機能開発等を行うと、同様の問題が生じ得る。

例：網機能提供計画

接続を前提としないネットワーク構築や接続事業者の意見が反映されないネットワーク構築がなされると円滑な接続が妨げられるため、「網機能提供計画」制度により、NTT東・西は、機能の内容、提供条件、インターフェース等、プロトコル情報等を工事開始日の90日以上前までに届出ることが規定されている。しかしながら、その前段でNTTグループ内の設備仕様の統一や機能の共同開発等が行われると、情報の非対称性が生じたり、実質的に不平等な条件（競争事業者が利用する場合は追加開発等が発生する等）がもたらされる。





3. ③接続ルールの運用面の課題に対する措置（Ⅰ）（3/3）

（Ⅰ）情報の非対称性の課題に対する措置

NTT持株配下で、資本的結合のもとグループ一体運営が行われる限り
NTTグループ内で、NTT東・西のボトルネック設備に関する事業計画や
設備投資の計画等の情報が共有されることを防止・検証することは困難

それならば、競争事業者が接続する際に重要なNTT東・西の設備等について
NTTグループ・競争事業者から公平にNTT東・西の設備増強・接続機能要望を
ヒアリング・検証する仕組みを導入して、公平利用を促進することが必要

具体的には、次の4点を毎年度接続事業者にヒアリング・公表し
実際にNTT東・西の設備増強や接続機能実現にあたって
NTTグループの要望ばかりが実現されていないか等の検証を毎年度総務省が実施

1. 光ファイバのエリア拡大要望
2. コロケーションのスペース・電力の増強要望
3. 中継ダークファイバの増強要望
4. 接続機能の要望

3. ③接続ルールの運用面の課題に対する措置（Ⅱ）（1/2）

（Ⅱ）手続き等の公平性の課題

接続に係る手続きにおいて、NTTグループを優遇するインセンティブが働くことから
接続ルールで担保される範囲外で優遇措置が行われるおそれ

例：事前調査手続き

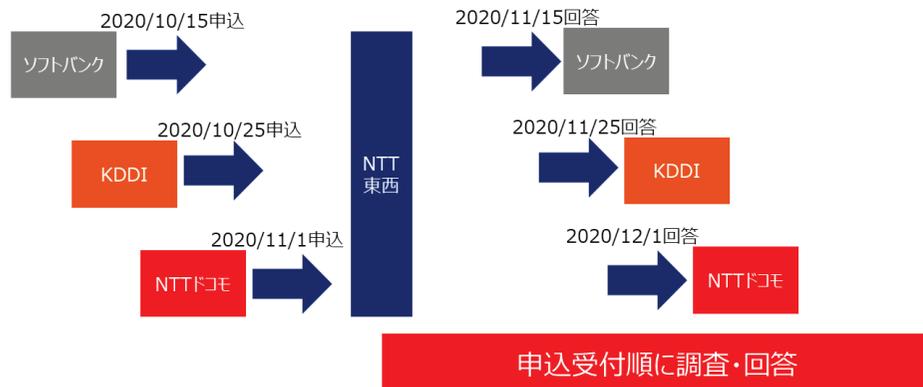
事前調査手続きで、事業者間の公平性が担保されているのは一部のケースのみ。手続きに係る運用の不透明性によりNTTドコモを優遇していても外部からは判別できない。

接続約款（事前調査の受付及び順番）

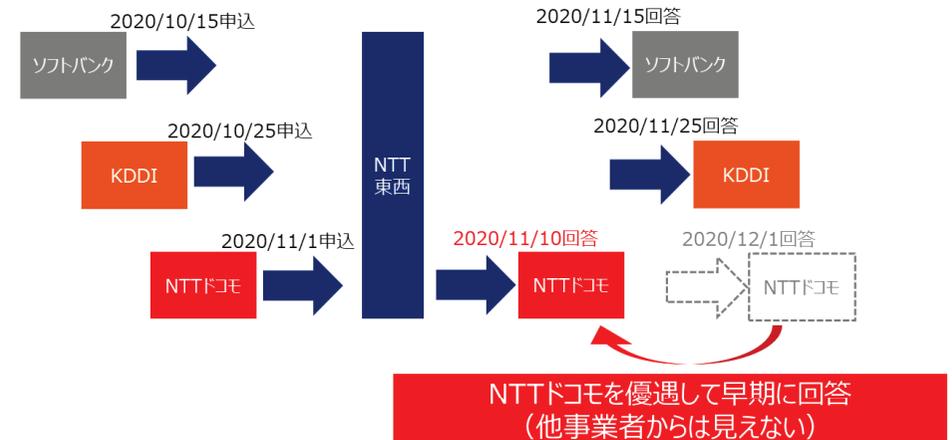
第12条 当社は、事前調査申込書が当社に到達した日をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。

3 当社は、接続の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物等に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物等に設置されている設備への接続の場合



同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物等に設置されている設備への接続でない場合





3. ③接続ルールの運用面の課題に対する措置（Ⅱ）（2/2）

（Ⅱ）手続き等の公平性の課題に対する措置

NTT東・西との接続に係るリードタイムについて
電気通信市場検証会議で定期的・継続的な検証を実施

具体的には、
接続の手続きにかかる時間や接続開始、工事開通までのリードタイムについて
NTTグループ各社と競争事業者間で差異がないか比較・検証

3. ③接続ルールの運用面の課題に対する措置（Ⅲ）（1/2）

（Ⅲ）市場支配力を有する電気通信事業者のネットワークへの接続の課題及び措置

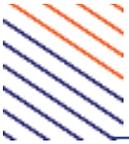
仮想化技術等が導入されても、固定・移動通信市場のそれぞれの市場で市場支配力を有するNTT東・西とNTTドコモが統合ネットワークを構築することは明確に禁止すべき（P.18で述べたとおり）

市場支配力を有するNTT東・西又はNTTドコモのネットワークは他事業者にとって当該ネットワークとの接続が事業展開上不可欠であることから他のNTTグループが当該ネットワークを構築しNTT東・西又はNTTドコモに提供した場合であってもIOWNも含めオープン化が必須

厳格な接続ルールのもと、

- ・ 競争事業者が様々な階層（収容局単位、県単位、集約（例：東京・大阪）単位等）で当該ネットワークへ接続できること
- ・ API連携で必要な時に必要な機能を利用できること
- ・ 相互運用性の確保 など

が必要



3. ③接続ルールの運用面の課題に対する措置（Ⅲ）（2/2）

（Ⅲ）市場支配力を有する電気通信事業者のネットワークへの接続の課題及び措置

特に、NTT東・西のボトルネック設備と一体的に構築されたNTTの統合ネットワークは他事業者にとって当該ネットワークとの接続が事業展開上不可欠

当該ネットワークに対しては

- ・ 接続ルール（公平、透明、適正な接続条件）を適用すること
- ・ 当該ネットワーク上で提供される卸役務の利用料金には公正報酬率規制を適用すること

が必要



(参考) 第一種指定電気通信設備の指定の考え方

第一種指定電気通信設備に指定される加入者回線と一体として設置されるネットワークは、他事業者にとって当該ネットワークとの接続が事業展開上不可欠

「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(2008年3月27日、情報通信審議会答申)

第2章 第一種指定電気通信設備の指定範囲

1. 第一種指定電気通信設備の指定の考え方等

(1) 第一種指定電気通信設備の指定の考え方

前章で述べた接続約款の作成・公表義務をはじめとする接続関連規制は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に課されることとなるが、一の設備が第一種指定電気通信設備に該当するか否かは、次の基準に基づき、市場動向等を勘案しながら、個別具体的に判断されるものである。

- ①都道府県等ごとに、全加入者回線の過半数を占める加入者回線を設置する電気通信事業者の加入者回線及びこれと一体として設置される設備であり、かつ
- ②当該電気通信設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者の利便性確保の観点からも不可欠であること

多様な事業者が利用者に対してサービス提供を行うためには、ネットワークを相互に接続することが必要であるという電気通信事業の特性を踏まえると、全加入者回線の過半数を占める加入者回線を設置する事業者が加入者回線と一体として設置するネットワークは、過半数の加入者へのアクセスを独占していると捉えることが可能である。

したがって、基本的には、このようなネットワークと接続しないと過半数の利用者にサービス提供できないことを意味することから、他事業者にとっては、当該ネットワークとの接続が事業展開上不可欠となるとともに、利用者にとっても、多種多様なサービスを楽しむためには、多様な事業者が当該ネットワークと接続可能となることが不可欠となる。このため、上記①・②の基準に該当する設備を設置する者に対しては、接続の応諾義務に加えて、各種の接続関連規制を課すことが必要と判断することとするものである。



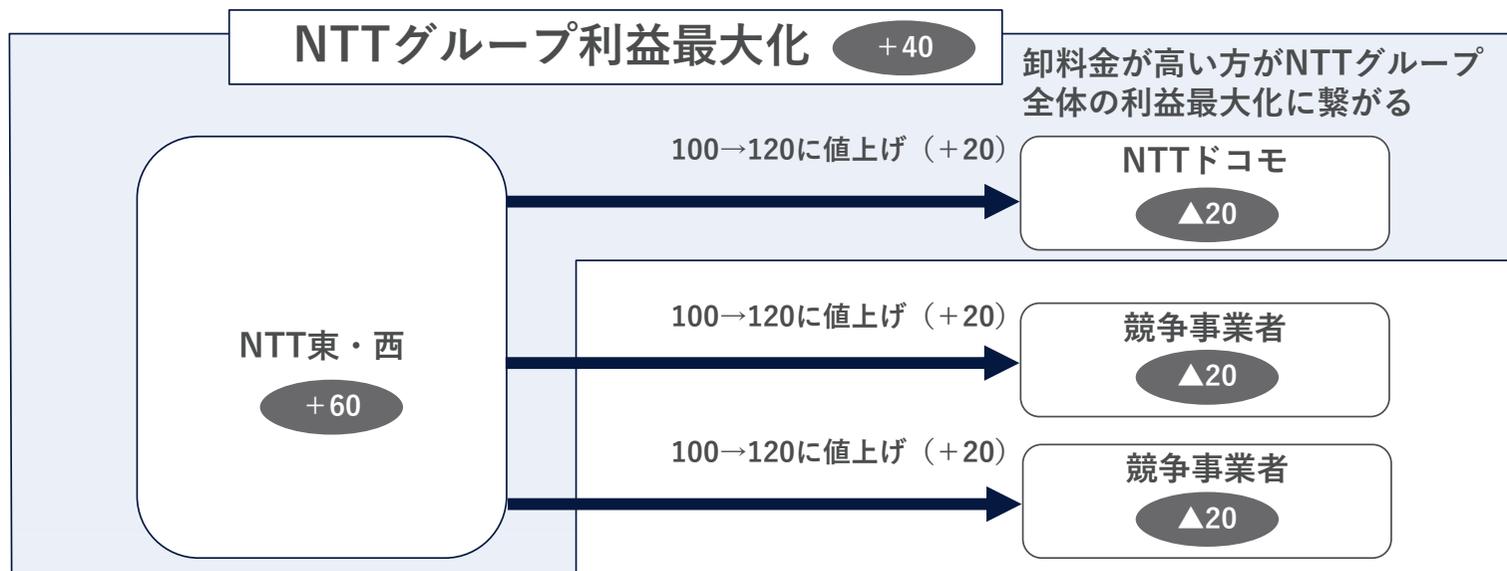
1. はじめに
2. NTTの在り方について
- 3. NTT一体化進展に応じた競争ルールの在り方**
 - ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
 - ②ファイアウォールの徹底に対する措置
 - ③接続ルールの運用面の課題に対する措置
 - ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置**
 - ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置
 - ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制
4. まとめ

3. ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置（Ⅰ）（1/3）

（Ⅰ）NTT東・西ボトルネック設備の卸料金における課題

NTTドコモ完全子会社化で、NTT東・西とNTTドコモが資本100%結合
NTTグループ全体の利益最大化を図るため
卸料金を高止まりさせるインセンティブが働く

例えば、高い卸料金でNTTドコモの利益が圧縮されたとしても
NTT東・西が利益を上げれば、NTTグループとしては利益最大化が可能



3. ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置（Ⅰ）（2/3）

（Ⅰ）NTT東・西ボトルネック設備の卸料金における課題に対する措置

卸料金の公平性担保（NTTグループも競争事業者も同条件で提供）だけでは
上記課題に対処できない

卸料金の適正性・透明性の確保が必要

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（2020年9月公表）
で、NTT東・西の光サービス卸については「その他の検証」として

- ① 「接続料相当額」と「卸料金」の差分で回収する費用項目の妥当性、と
- ② 「接続料相当額」「卸料金」「小売料金」の時系列比較

を自ら検証して総務省に報告することとなっているが
競争事業者の事業展開に不可欠なボトルネック設備は
公正競争に与える影響が大きいため、本来は事後検証ではなく
公正報酬率規制等の事前規制が必要



3. ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置（Ⅰ）（3/3）

（Ⅰ）NTT東・西ボトルネック設備の卸料金における課題に対する措置

公正報酬率規制等の事前規制が今すぐには実現されないのであれば直近の措置として、NTT東・西の光サービス卸については「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」における「重点的な検証」の対象として、卸料金の適正性・透明性を高めることが必要

<重点的な検証>

- ① 「接続料相当額」※が「卸料金」を下回らないものであるか否か、と
- ② 「接続料相当額」「卸料金」「小売料金」の時系列比較

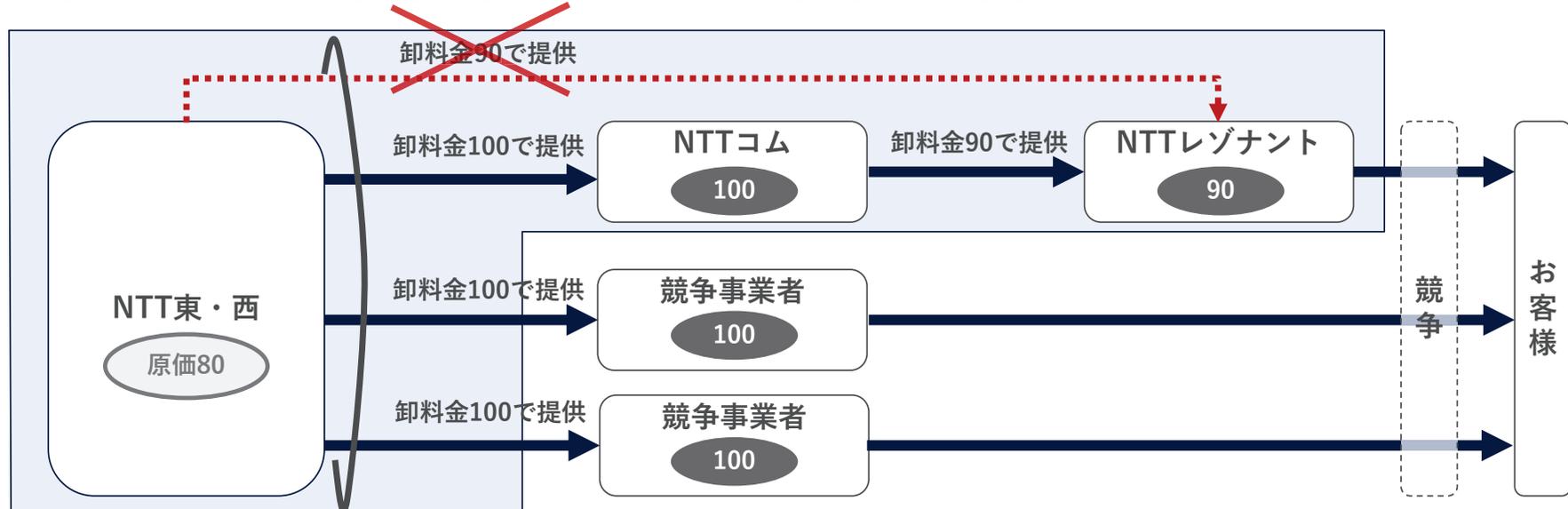
※能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた額

3. ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置（II）

（II）第一種指定電気通信設備を用いた卸取引におけるグループ内間接取引の課題及び措置

グループ内の間接取引によって、光サービス卸ガイドライン※及び指定設備制度（卸役務契約の届出、整理・公表）の潜脱のおそれ

本課題は、光サービス卸に限らず生じる課題であり、グループ内の間接取引も含めてNTT東・西の卸役務について規律の遵守状況の監視・検証の強化が必要
（例えば、電気通信市場検証会議で重点的・詳細に検証）



同等条件での卸提供 ⇒ 卸役務契約の届出、整理・公表の対象

3. ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置（Ⅲ）

（Ⅲ）非上場会社化による内部取引のブラックボックス化の課題及び措置

NTTドコモの完全子会社化により、NTTグループ全体としての利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引が行われるおそれ

こうした反競争的行為を監視するために、公平競争確保の観点から把握が必要なのはNTTグループ内、特に、NTT東・西とNTTドコモ・NTTコム間の内部取引

NTTグループ内の内部取引はセグメント情報で一定程度把握可能だが

今後、NTTグループのセグメント情報が簡素化された場合は

公平競争確保の観点から監視することが困難となるため、継続した開示が必要

具体的には、少なくとも次のセグメント情報は継続して開示すべき

- ・ NTT持株による「移動通信事業セグメント」「地域通信事業セグメント」「長距離・国際通信事業セグメント」
- ・ NTTドコモによる「通信事業」「スマートライフ領域」（通信事業以外）※

※仮に、こうしたセグメント情報の開示がなくなると、NTT東・西とNTTドコモとの利益相反取引によって、NTTドコモの「通信事業」の利益が犠牲にされていたとしても、スマートライフ領域の収益でカバーできていれば、外部からは分からなくなる。そのため、取引の透明性の観点から、NTTドコモのセグメント情報も継続することが必要



1. はじめに
2. NTTの在り方について
- 3. NTT一体化進展に応じた競争ルールの在り方**
 - ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
 - ②ファイアウォールの徹底に対する措置
 - ③接続ルールの運用面の課題に対する措置
 - ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置
 - ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置**
 - ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制
4. まとめ

3. ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置 (1/3)

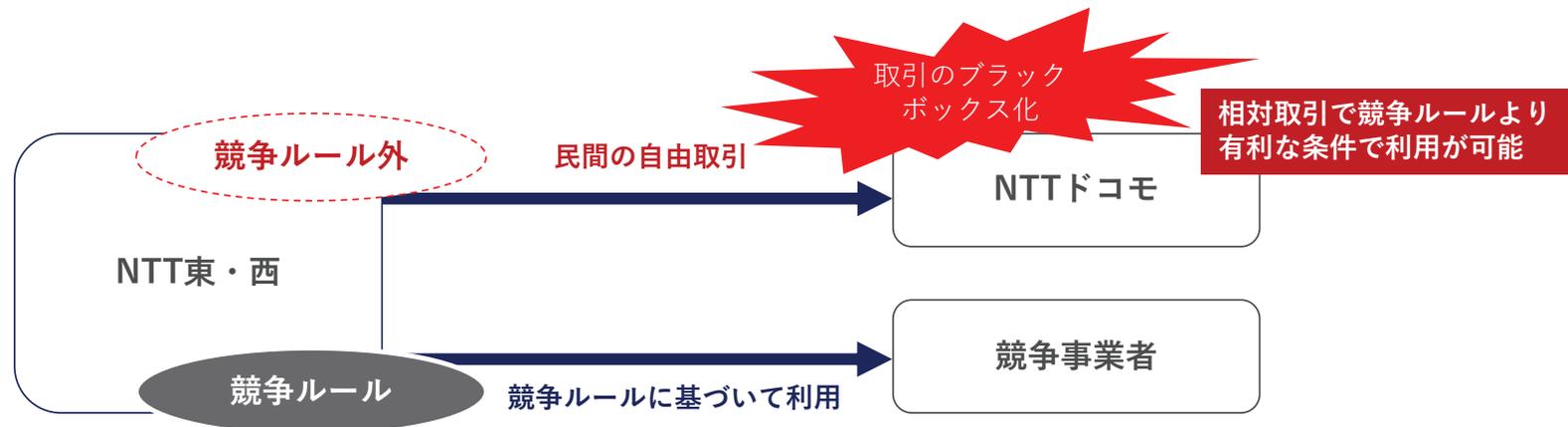
○ NTT東・西による競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題

NTT東・西のボトルネック設備に関わる取引について、NTTグループ内での取引を

- ・ 一般コロケーションのような競争ルールが及ばない取引で実施
- ・ NTTグループによる一体運用（光ファイバ工事におけるグループ共同工事、グループ共同調達など）の実施

によって、NTT東・西のボトルネック設備の利用に関して
競争ルールの適用を受けず、実質的なグループ優遇が可能

また、ルールが未整備のため、実態が分からず、取引がブラックボックス化する懸念



3. ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置 (2/3)

例1：一般コロケーションの活用

- ・ NTT東・西が、NTTグループに対して、一般コロケーション（民間取引）を使った相対契約により、義務的コロケーション（接続ルール）より有利な条件・料金等を適用していても外部からは分からない。また、一般コロケーションのリソースを押さえることで、義務的コロケーションの空きがなくなる状況が起こり得る※。

光ファイバの利用にあたって重要な局舎（コロケーション）リソースについて、このように競争ルール適用外取引を利用することで、接続ルールがあっても、公正競争が確保できない状態が生じ得る。

※義務的コロケーションと一般コロケーションは、設置場所が物理的に区分されているわけではなく、接続に必要な設備の設置については前者として正味固定資産を基として接続料規則に準じた方法により料金が設定され、それ以外の設備の設置については後者として市価等を基準とした料金が設定されている。したがって、義務的コロケーションリソースに空きがないとされている局舎においては、一般コロケーションについても新たなリソース確保が不可となる。

例2：光ファイバ工事におけるグループ共同工事

- ・ NTT東・西の光ファイバ工事にあわせて、NTTドコモの基地局関連工事の実施をNTT東・西に業務委託した場合、工事一回あたりの時間増加により、一日で実施できる光ファイバ工事の絶対量が減少するとともに、委託工事であるNTTドコモの基地局関連工事の遅れ等により、本来実施できたはずの光ファイバ工事ができなくなる等、NTT東・西が接続ルールで行う本来の工事業務に大きな影響を及ぼし得る。
- ・ このように、電気通信業務に関連した周辺的な業務の業務委託をNTT東・西とNTTグループ間で行うと、NTT東・西が公平に実施すべき接続に係る業務に影響を及ぼすおそれがある。



3. ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置 (3/3)

○ NTT東・西による競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置

NTT東・西とNTTグループ間の競争ルール外取引・電気通信業務に関連した周辺的な業務の業務委託等について

電気通信市場検証会議で定期的・継続的な実態把握・検証を実施

具体的には、NTT東・西とNTTグループ間取引について

次のような事項を検証し、検証結果に基づいて措置を実施

- ・ 契約書等の全てを総務省へ報告、競争ルールとの差分や優遇の有無等を検証。優遇がある場合は、優遇撤廃又は同等条件での競争事業者への提供義務付け
- ・ 特にコロケーションは、局舎毎にNTTグループ各社の一般／義務的コロケーションの利用状況の把握・検証
- ・ 電気通信業務に関連した周辺的な業務の業務委託等の実態把握、本来の接続業務に影響を及ぼすものでないことを確認・検証（なお、問題事例が散見される場合は、NTT東・西が認可申請で証明し、総務省の認可を得た場合のみ実施可能とするなどの新たな規律が必要）

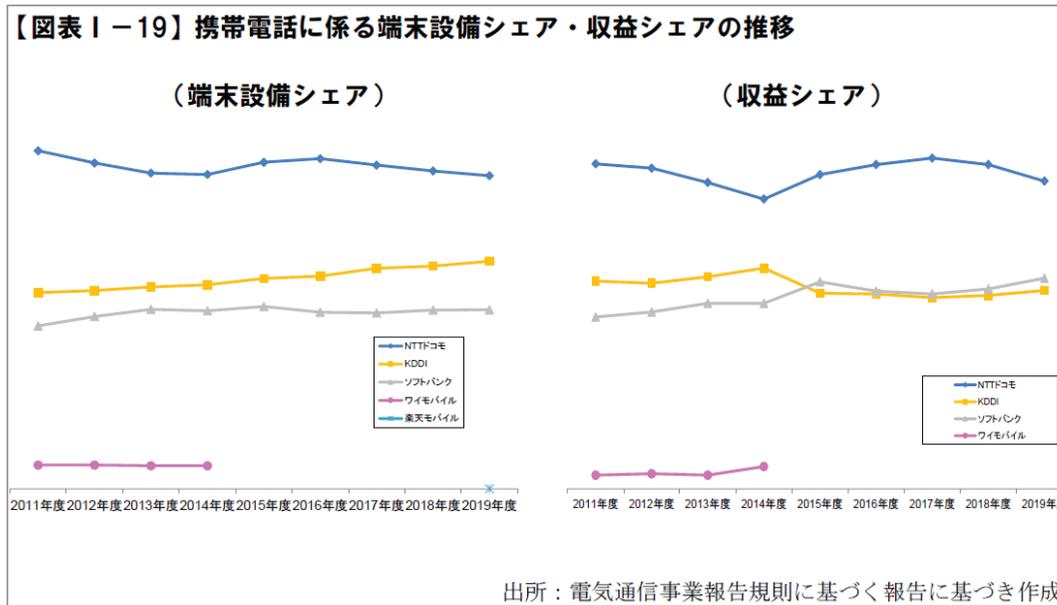


1. はじめに
2. NTTの在り方について
- 3. NTT一体化進展に応じた競争ルールの在り方**
 - ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
 - ②ファイアウォールの徹底に対する措置
 - ③接続ルールの運用面の課題に対する措置
 - ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置
 - ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置
 - ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制**
4. まとめ

3. ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制（Ⅰ）（1/3）

（Ⅰ）禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者指定に当たっての考え方

NTTドコモは、携帯電話に係る収益シェアにおいて
市場支配力が推定される水準の40%を超過している状況に変化はなく
禁止行為規制を緩和する理由はない



（出典）総務省 電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポート
 P.25 2019年度における契約数シェアで首位であるNTTドコモは、携帯電話に係る端末設備シェア及び収益シェアにおいても40%を超過している



(参考) 移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者の指定

収益シェアが一定期間継続して40%を超過している場合、市場支配力が推定され移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者として指定される

「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」 (2016年3月28日。総務省)

1 電気通信事業法第30条第1項の規定による禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第30条第1項の規定による「指定」は、

- ① 第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者について、
- ② 当該電気通信事業者の第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近1年間における収益の額の市場に占める割合（以下「市場シェア」という。）が25%を超えている場合において、
- ③ 市場シェアの推移その他の事情を勘案して行われる。

【基本的考え方】

① 当該電気通信事業者が一定期間継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には、市場支配力が推定されることから、下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特段の事情が認められない限り指定する。

(略)

④ 上記①から③までの考え方を基本とするが、その際には、例えば以下のような当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断する。

- | | | |
|---------------------|-----------------|---------------------|
| ・ 事業規模（資本金、収益、従業員数） | ・ 市場への影響力、ブランド力 | ・ 製品・サービスの多様性 |
| ・ 潜在的な競争の不在 | ・ 技術上の優位性・卓越性 | ・ 需要及び供給の代替性、価格の弾力性 |
| ・ 共同支配 | | |

3. ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制（Ⅰ）（2/3）

（Ⅰ）禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者指定に当たっての考え方

FTTHにおいても、ドコモ光の契約数は680万契約に達しトップシェア
移動体事業に止まるどころか、固定事業でも大きく契約数を拡大



*1 KDDIグループのFTTH契約数合計（auひかり+コミュファ光+auひかりちゅら(OCT)+ひかりJ+BIGLOBE光など）

ボトルネック設備を保有するNTT東・西との資本的結合を含め
NTTグループの強力な一体運営を通じた総合的事業能力は
他のMNOの状況とは大きく事情が異なるもの



3. ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制（Ⅰ）（3/3）

（Ⅰ）禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者指定に当たっての考え方

NTT東・西との資本結合を通じたNTTグループの強力な一体運営を通じて
NTTドコモが固定通信市場でも大きな影響を及ぼすとともに
共同調達等で製造事業者等に及ぼす影響が強まるおそれがあることを踏まえれば
NTTドコモの禁止行為規制は緩和するどころか、NTT東・西同等に戻す必要がある

また、NTT持株・NTT東・西を含めたNTTグループの共同調達の条件付き容認や
今回のNTTドコモの完全子会社化によるNTT東・西との資本100%結合等の
NTTグループの一体運営の進展による影響を踏まえれば

「禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者指定に当たっての基本的考え方」にお
ける「総合的事業能力」の考慮要因として

ボトルネック設備を保有する事業者との

1. 関係性（特定関係法人等）

2. 共同調達の実施等、資本関係を通じた調達力、技術力、販売力等

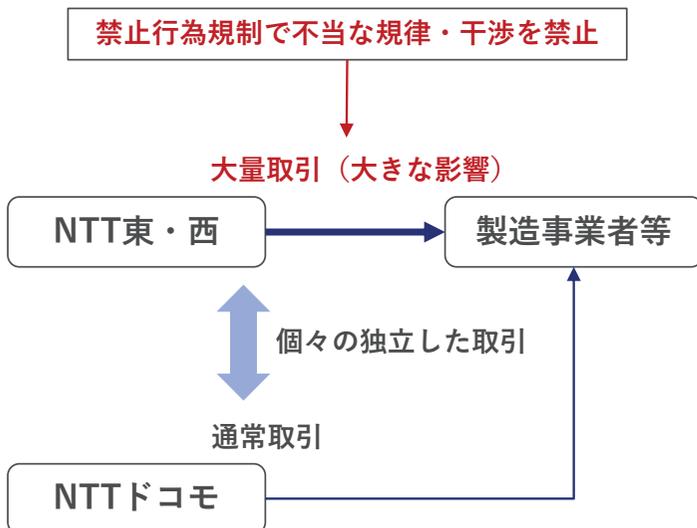
を考慮に入れるべき

(参考) NTTドコモが製造事業者等に及ぼす影響

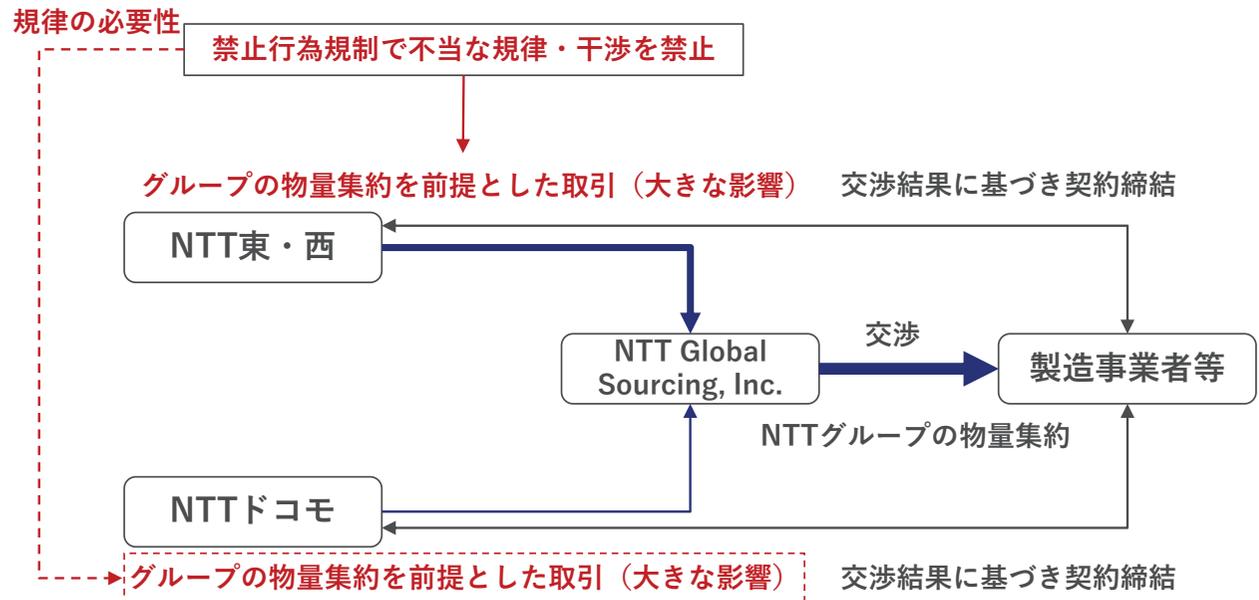
- 市場の環境変化を踏まえ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動通信市場の市場支配的事業者（NTTドコモ）に対する禁止行為規制を緩和（平成27年事業法改正）し、3号行為（製造事業者等への不当な規律・干渉）については廃止された。
- しかしながら、2020年9月1日*から開始されたNTT東・西を含めたNTTグループの共同調達の実施により、NTT東・西が影響を及ぼし得る製造事業者等に対して、共同調達を通じて、NTTドコモも影響を及ぼし得る状況に環境が変化。NTTドコモの禁止行為規制をNTT東・西同等に戻す必要がある。

*2020年9月1日、NTT東・西は「共同調達実施計画」を公表。

■従来（共同調達実施前）



■共同調達実施後



3. ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制（Ⅱ）（1/2）

（Ⅱ）卸取引におけるグループ内間取引による禁止行為規制等の形骸化

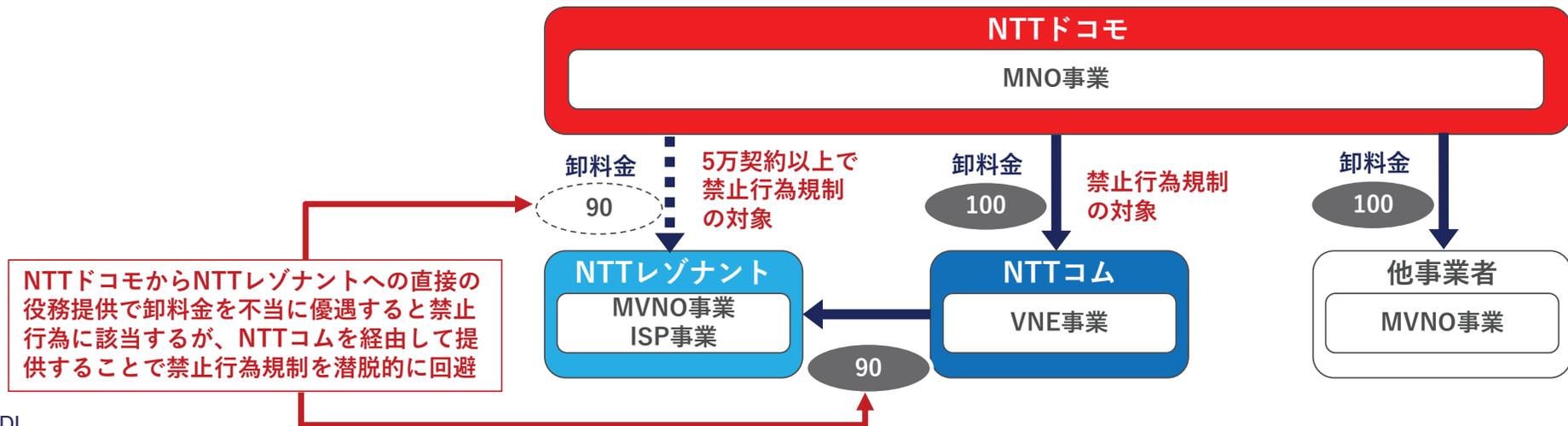
NTTドコモ - NTTコム - NTTレゾナントのグループ内取引は
指定設備制度（卸役務契約の届出、整理・公表）及び禁止行為規制の潜脱のおそれ

グループ一体運営の進展によって、禁止行為規制等の形骸化が進むことから
このような市場支配的な事業者によるグループ内の卸取引の間取引について
禁止行為規制等の運用を含めて必要な措置を講じるべき

（支配的事業者による特定関係法人を介した間取引による禁止行為規制等の潜脱の禁止）

禁止行為規制等の潜脱的行為の例

※NTTドコモグループ内取引は連結消去されるため、他事業者と同等にNTTコムへの卸料金を高止まりさせても、NTTコムからNTTレゾナントへの料金を自由に設定することで、NTTレゾナントが他事業者よりも有利に事業展開が可能

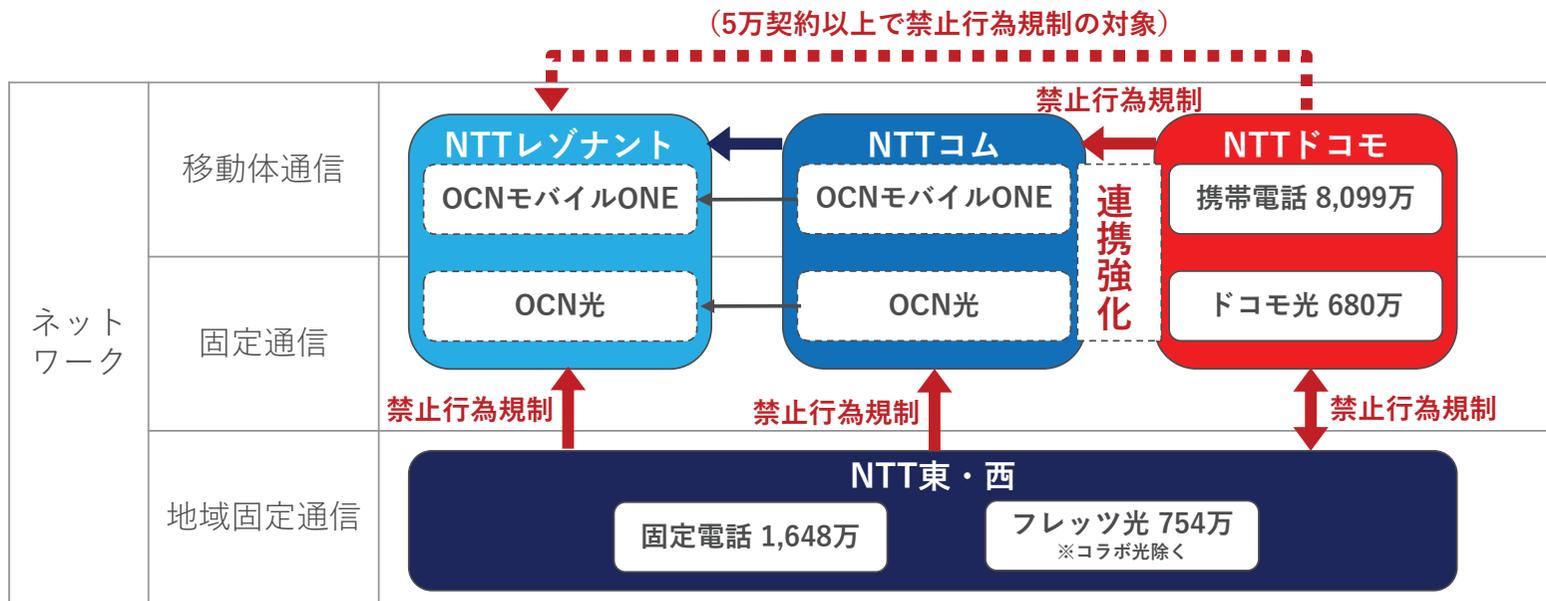


3. ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制（Ⅱ）（2/2）

（Ⅱ）卸取引におけるグループ内間取引による禁止行為規制等の形骸化

前頁の説明のとおり、グループ一体運営の進展によって
グループ内の卸取引の間取引を使った潜脱的な規律回避が行われるおそれ

グループ内の間取引も含めて禁止行為規制等の遵守状況の監視・検証の強化が必要
(例えば、電気通信市場検証会議で重点的・詳細に検証)





1. はじめに
2. NTTの在り方について
3. NTT一体化進展に応じた競争ルールの在り方
 - ①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保
 - ②ファイアウォールの徹底に対する措置
 - ③接続ルールの運用面の課題に対する措置
 - ④卸取引におけるコスト面の課題に対する措置
 - ⑤競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題に対する措置
 - ⑥NTTドコモに対する禁止行為規制
4. まとめ



4. まとめ (1/5)

今回のNTTドコモ完全子会社化を踏まえたNTT一体化進展に対して
公正競争の確保のため、以下の担保をお願いしたい

1. これからの5G、6G時代に向けて、ボトルネック性が解消されない限り
NTT東・西間及びNTT東・西とその他の事業者の合併・統合等は
公正競争の観点から認めない
2. 禁止行為事業者同士であるNTT東・西とNTTドコモのネットワーク統合は
公正競争の確保に支障を及ぼすことから明確に禁止
また、IOWNについては、NTT東・西又はNTTドコモのネットワークを包含する
ものになるのであれば、卸提供ではなく
様々な階層での接続、API連携による機能開放、相互運用性を担保
3. 接続ルールの運用、卸取引、グループ優遇等に係る諸課題に対し
前述の各措置を講じるとともに
累次の公正競争ルールが損なわれていないか毎年の検証を行い
3年後を目途にNTTの在り方について議論



4. まとめ (2/5)

現行の競争ルールの規律、及び、今回のNTTドコモ完全子会社化を踏まえたNTT一体化進展に応じて必要な新たな競争ルールは以下のとおり

規律の対象	現行の競争ルールの主な規律内容	必要な新たな競争ルールの内容	必要な理由
機能分離 (事業法第31条)	<p>○ NTT東・西は、接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない</p> <p>① 第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（「設備部門」という。）の設置</p> <p>② 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報の管理責任者を設備部門に設置</p> <p>③ 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に設置</p>	<p>○ ③の社内監視部門から第三者によるNTT東・西設備部門の監視に見直し</p>	<p>○ NTTのグループ一体運営が進む中、現在のNTT東・西設備部門の内部監視、電気通信市場検証会議での外部検証ではファイアウォールの徹底は限界。英Openreachのように、第三者による監視とし、機能分離の更なる徹底を進める必要があるため</p>
電気通信事業の登録の更新 (事業法第12条の2)	<p>○ 一種・二種指定事業者又はその特定関係法人（グループ会社）が、グループ外の大規模事業者（一種・二種指定事業者、特定電気通信設備を設置する者）と合併や株式取得等を行った場合、その一種・二種指定事業者に対し、電気通信事業の登録の更新を義務付け</p>	<p>○ 旧NTTからの分離・分割会社（NTT東・西、NTTドコモ、NTTコム・NTTコムウェア・NTTデータ）の合併等を登録の更新の対象に追加</p> <p>○ NTT東・西間及びNTT東・西と旧NTTからの分離・分割会社の合併等は、電気通信の健全な発達のために適切でないケースに該当</p>	<p>○ NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保のため</p>

4. まとめ (3/5)

規律の対象	現行の競争ルールの主な規律内容	必要な新たな競争ルールの内容	必要な理由
特定関係事業者 (事業法第31条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、特定関係事業者への指定はNTTコムのみ ○ NTT東・西の役員は、特定関係事業者の役員兼任禁止 ○ NTT東・西は、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務（電気通信設備の設置・保守、土地・建物・管路等の利用、情報の提供、契約の媒介等の業務の受託）について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取扱うことは禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定関係事業者にNTTドコモやNTTレゾナント等を指定 ○ NTT東・西の社員は、特定関係事業者への在籍出向の禁止を規律に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事交流等を通じたNTT東・西の接続情報のグループ内共有を防止するため ○ NTTドコモ及びNTTコム分離時の公正競争要件の法的担保のため
禁止行為規制 (事業法第30条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTTドコモは、以下の行為を行うことは禁止 <ul style="list-style-type: none"> ① 接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供（1号行為） ② 総務大臣が指定するグループ内の電気通信事業者※に対する不当に優先的・不利な取扱い（2号行為） <small>※現在、次の8社を指定（NTT東・西、NTTコム、NTTBP、NTT-ME、NTTぷらら、NTT-PCコミュニケーションズ、NTTメディアサプライ）</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のとおり、NTTドコモの禁止行為規制の規律内容を見直し（NTT東・西同等に見直し） <ul style="list-style-type: none"> ① 接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供（1号行為） ② <u>特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い（2号行為）</u> ③ <u>製造業者等への不当な規律・干渉（3号行為）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTTドコモの移动通信市場における市場支配力が固定通信市場に影響を及ぼしていること、NTTドコモが製造事業者等に及ぼす影響が強まるおそれがあることから、NTT東・西同等の規律を課す必要があるため
	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東・西、NTTドコモは、以下の行為を行うことは禁止（NTT東・西：①、NTTドコモ：②） <ul style="list-style-type: none"> ① 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い（2号行為） ② 総務大臣が指定するグループ内の電気通信事業者※に対する不当に優先的・不利な取扱い（2号行為） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁止行為規制対象事業者（NTT東・西、NTTドコモ）による他事業者とのネットワーク統合は禁止行為規制の2号行為に該当 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市場支配力を有するNTT東・西とNTTドコモの統合ネットワークが構築された場合、公正競争の確保に大きな支障を及ぼすことから明確に禁止する必要があるため ○ NTTドコモ及びNTTコム分離時の公正競争要件の法的担保のため
卸役務契約の届出、整理・公表 (事業法第38条の2、第39条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定設備を用いた卸役務の提供について届出 <ul style="list-style-type: none"> 1) 役務表の区分の単位で、「提供する卸役務」を届出。 2) 届出事項は、氏名・住所等のほか、卸役務の提供の業務の開始日、業務区域等。 ○ 総務大臣は上記届出内容を整理・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市場支配的な事業者によるグループ内の間接取引について禁止行為規制等で規律（間接取引も含めて、不当に優先的・不利な取扱いの対象に） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ一体運営の進展によって、グループ内の間接取引を使った潜脱的な規律回避が行われるおそれがあるため



4. まとめ (4/5)

規律の対象	現行の競争ルールの中核的規律内容	必要な新たな競争ルールの内容	必要な理由
接続ルール等	-	<p>○ 競争事業者が接続する際に重要なNTT東・西の設備等について、NTTグループ・競争事業者から公平にNTT東西の設備増強・接続機能要望※をヒアリング・検証する仕組みを導入</p> <p>※次の4点 (①光ファイバのエリア拡大要望、②コロケーションのスペース・電力の増強要望、③中継ダークファイバの増強要望、④接続機能の要望)</p>	○ 競争事業者が接続する際に重要なNTT東・西の設備等の公平利用を促進するため
	○ 一定のシェアを有する加入者回線・特定移動端末設備を収容する設備を、それぞれ第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備に指定し、当該設備を設置する電気通信事業者に対して、 <u>厳格な接続ルールを適用</u>	<p>○ 市場支配力を有するNTT東・西又はNTTドコモのネットワークは、NTT東・西又はNTTドコモが設備設置事業者でない場合でも、接続ルールを適用</p> <p>○ ①競争事業者が様々な階層（収容局単位、県単位、集約（例：東京・大阪）単位等）で当該ネットワークへ接続できること、②API連携で必要な時に必要な機能を利用できること、③相互運用性の確保を担保</p>	○ 市場支配力を有するNTT東・西又はNTTドコモのネットワークは他事業者にとって当該ネットワークとの接続が事業展開上不可欠であるため
	○ 第一種指定電気通信設備に指定される加入者回線と一体として設置されるネットワークは、他事業者にとって当該ネットワークとの接続が事業展開上不可欠であり、利用者の利便性確保の観点からも不可欠であることから、当該ネットワークを第一種指定電気通信設備に指定し、 <u>当該設備を設置する電気通信事業者に対して、厳格な接続ルールを適用</u>	<p>○ NTT東・西のボトルネック設備と一体的に構築されたNTTの統合ネットワークには、接続ルールを適用</p> <p>○ 当該ネットワーク上で提供される卸役務の利用料金には公正報酬率規制を適用</p>	○ 第一種指定電気通信設備に指定される加入者回線と一体として設置されるネットワークは、他事業者にとって当該ネットワークとの接続が事業展開上不可欠であるため
卸料金規制	-	○ NTT東・西ボトルネック設備の卸料金には公正報酬率規制を適用	○ 競争事業者の事業展開に不可欠なボトルネック設備は公正競争環境に与える影響が大きく、また、NTTグループ全体の利益最大化を図るため卸料金を高止まりさせるインセンティブが働くため
	○ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」でNTT東・西の光サービス卸は「その他の検証」の対象で、以下検証を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 「接続料相当額」と「卸料金」の差分で回収する費用項目の妥当性 ② 「接続料相当額」「卸料金」「小売料金」の時系列比較 	○ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」でNTT東・西の光サービス卸は「重点的な検証」の対象とし、以下検証を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 「接続料相当額」が「卸料金」を下回らないものであるか否か ② 「接続料相当額」「卸料金」「小売料金」の時系列比較 	



4. まとめ (5/5)

規律の対象	現行の競争ルールの中な規律内容	必要な新たな競争ルールの内容	必要な理由
電気通信市場検証会議での検証	○ 現状、市場支配的な電気通信事業者（NTT東・西、NTTドコモ）に対して、禁止行為規制等に関する遵守状況等の確認を実施	○ 禁止行為規制の対象事業者（NTT東・西、NTTドコモ）のグループ内取引の監視・検証の強化	○ グループ一体運営の進展によって、グループ内の間接取引を使った潜脱的な規律回避が行われるおそれがあり、当該事業者間の禁止行為規制の遵守状況の監視・検証の強化が必要なため
	-	○ NTT東・西とNTTグループ間の競争ルール外取引・電気通信業務に関連した周辺的な業務の業務委託等について定期的・継続的な実態把握・検証を実施	○ NTT東・西のボトルネック設備の利用等に関して、NTTグループに対して競争ルール外取引を行うことで、競争ルールの適用を受けず、実質的なグループ優遇が可能なことから、当該取引状況の実態把握、監視・検証が必要なため
	-	○ NTT東・西の接続の手続きにかかる時間や接続開始、工事開通までのリードタイムについてNTTグループ各社と競争事業者間で差異がないか比較・検証	○ NTT東・西の接続に係る手続きにおいて、NTTグループの優遇が行われていないか確認・検証するため
情報開示等	-	○ NTTグループ内の内部取引の監視のため、次のセグメント情報をNTTは継続して開示 <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT持株による「移動通信事業セグメント」「地域通信事業セグメント」「長距離・国際通信事業セグメント」 ・ NTTドコモによる「通信事業」「スマートライフ領域」（通信事業以外） 	○ NTTドコモの完全子会社化により、NTTグループ全体としての利益最大化を目的とした内部相互補助・利益相反取引が行われるおそれがあり、NTTグループ内、特に、NTT東・西とNTTドコモ・NTTコム間の内部取引の監視が必要なため

Tomorrow, Together

KDDI

おもしろいほうの未来へ。

au